特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

日常生活に常時特別の介護を必要とする障害者(児)で、支給要件を満たす方に特別障害者手当、 障害児福祉手当が支給されます。該当すると思われる方は市社会福祉課に申請してください。

※手当を受けるには、所定の書類を提出し、認定請求する必要がありますので、ご申請ください。

特別暄害者手当【身体・知的・精神】 …… :…

対象者 特別障害者手当は、精神または身体に著 しく重度の障害があるため、日常生活において 常時特別の介護を必要とする程度の状態にある 在宅の20歳以上の方。

支給対象にある障害の程度

- 1. 下記①~⑦の障害が重複する方
- ①両眼の視力の和が0.04以下の方
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
- ③両上肢の機能に著しい障害を有する方または両 上肢の全ての指を欠く方もしくは両上肢全ての 指の機能に著しい障害を有する方
- ④両下肢の機能に著しい障害を有する方または両 下肢を足関節以上で欠く方
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度ま たは立ち上がることができない程度の障害を有 する方
- ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害 または長期にわたる安静を必要とする病状が ①~⑤と同程度以上と認められる状態であっ て、日常生活で常時特別な介護を要する方
- ⑦精神の障害であって、①~⑥と同程度以上と認 められる程度の方
- 2.1の障害と同程度以上と認められる程度の方

支給制限

- ①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務 者の前年の所得が一定金額以上であるとき(受 給資格者の所得には非課税である障害基礎年金 を含みます)
- ②身体障害者更生施設などの社会福祉施設に入所 している方
- ③病院または診療所に3カ月を超えて入院している方

支給金額 26,340円(月額)

支給月 <手当の支払い月>2月・5月・8月・11月

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児 福祉手当に関する問い合わせ 市社会福祉課 四内線1711、1712

瞳害児福祉手当【瞳害児(身体・知的・精神)】

対象者 日常生活において常時特別の介護を必要 とする程度の状態にある在宅の重度の障害児 (20歳未満)

支給対象にある障害の程度

- ①両眼の視力の和が0.02以下の方
- ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別する ことができない程度の方
- ③両上肢の機能に著しい障害を有する方
- ④両上肢の全ての指を欠く方
- ⑤両下肢の用を全く廃した方
- ⑥両大腿を2分の1以上失った方
- ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の 障害を有する方
- ⑧①~⑦に掲げるもののほか、身体の機能の障害 または長期にわたる安静を必要とする病状が ①~⑦と同程度以上と認められる状態であっ て、日常生活で常時特別な介護を要する方
- ⑨精神の障害であって、①~⑧と同程度以上と認 められる程度の方
- ⑩身体の機能の障害もしくは病状または精神の障 害が重複する場合であって、その状態が①~⑨ と同程度以上と認められる程度の方

支給制限

- ①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務 者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- ②肢体不自由児施設などに入所している方
- ③障害を支給事由とする年金給付を受けている方

支給金額 14,330円(月額)

支給月 <手当の支払い月>2月・5月・8月・11月

^{特別障害者手当・}額改定のお知らせ 障害児福祉手当の

4月1日、特別障害者手当・障害児福祉手当の支給 額が改定されましたので、受給者の皆さん、ご確 認願います。

		特別障害者手当	障害児福祉手当
月	額	26,340円	14,330円